

第6章 しくみの構築

6.1 バリアフリー化推進の考え方

6.1.1 協働と連携による推進

茨木市では、基本理念に定めた「いつでもだれもが、バリアをかんじず、らくらく（楽々）と、きもちよく移動できるまち、いばらき」を実現するために、市民、事業者、行政が基本構想で定めた基本方針の趣旨を踏まえ、それぞれの役割を認識し、できることから着実に実施してきます。また、それぞれが連携しながら、協働によるバリアフリー化を推進していきます。

本基本構想では、特定旅客施設を中心とする重点整備地区の実施すべき特定事業等を示していますが、市内には、重点整備地区以外の地区でも、バリアフリー化が求められる交通施設や公共施設、道路などがあります。こうした施設は、バリアフリー基本構想の基本方針に基づき、市内全域がバリアフリー化されるよう努めていきます。

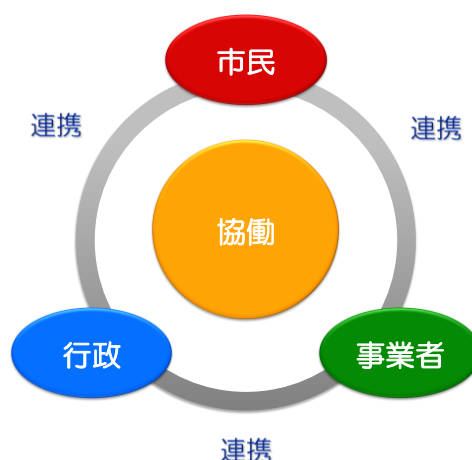


図 6.1.1 協働・連携のイメージ

6.1.2 継続的なバリアフリー化にむけて

本計画では、基本理念の実現に向け、かたち・こころ・しくみに配慮した整備を進めていきます。そのためには、スパイラルアップによるバリアフリー化の推進を継続的に進めていくことが重要となります。

このスパイラルアップとは、[計画づくり・設計] ⇒ [実施] ⇒ [評価] ⇒ [評価を踏まえた改善] という段階を積み重ねることで、バリアフリーを継続的に発展させていくことを意味します。このような継続的な発展を積み重ねていき、当事者の参画を積極的に進め、市民・事業者・行政等が互いに連携しながら「総合的、横断的にバリアフリー化」に取り組んでいくことを推進します。

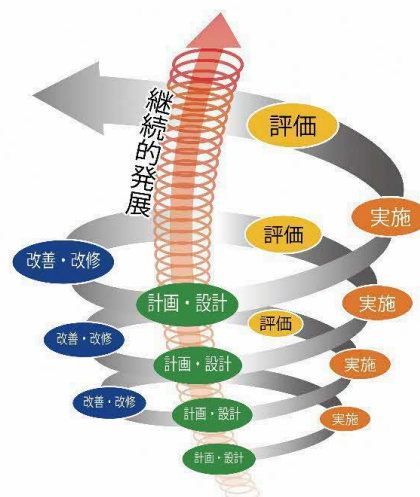


図 6.1.2 スパイラルアップのイメージ

6.2 推進体制の構築

今後、本計画で定めた「実施すべき特定事業等」に基づいた特定事業計画等を作成し、バリアフリー化事業を実施していくこととなります。これらの事業を着実に進め、スパイラルアップのバリアフリー化とするために、バリアフリー整備の進捗状況を確認し、当事者参画のもと、継続的に協議・検討・推進していく体制を構築します。

そのために、基本構想策定後も、市、事業者、市民等で構成される「茨木市バリアフリー基本構想協議会」を年1回程度開催し、バリアフリー整備や取り組みの進捗状況の確認、特定事業計画の内容についての確認を行い、毎年の取り組みを評価し、次年度のより質の高い取り組みに反映していきます。また、必要に応じて、各団体やグループ等と連携しながら、障害者、高齢者、子育て世代等の意見を整備に反映していきます。

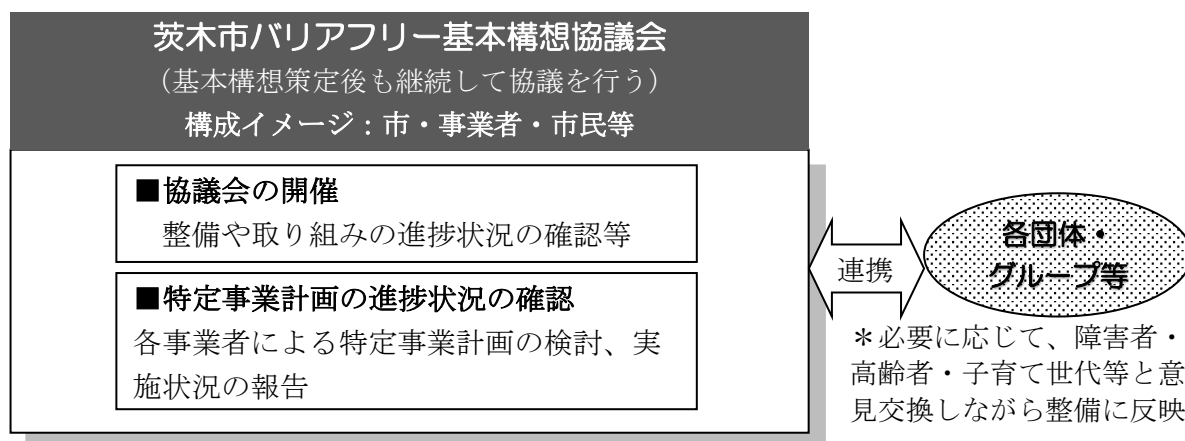


図 6.2.1 推進協議会のイメージ